

令和 4 年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和 4 年 10 月 27 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）
事務局	契約・検査担当参事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導担当主幹 大河内 検査指導係長 茨木 契約係長 中西
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（令和 4 年 7 月から令和 4 年 9 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） ※坂本委員欠席のため、楠井委員長が代理で抽出 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告（令和 4 年 7 月から令和 4 年 9 月分）	
	・工事の発注状況について 第 2 四半期の入札件数は総計 114 件。内訳として工事 87 件、委託 22 件、入札不調 1 件、中止は 3 件、落札取り消し 1 件。落札取り消しは入札事務誤りによるもの。

第2四半期の全体の入札件数は114件。過去3年度と比較しても同程度の件数であるが、契約金額が増加している理由を教えてください。	契約金額は総額27億5,503万9,100円。内訳が工事24億9,600万3,400円、委託2億5,903万5,700円で前年と比較し総額1億2,451万100円の増。 平均落札率は、全体で85.91%、内訳として工事が87.24%、委託が80.62%。入札参加者は、全体で10社、工事10.9社、委託が6.7社。 設計金額3億円を超える下水道事業に関連するポンプ場の改修工事や建築物の発注によるものである。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は2件。 ①当時の営業所長（役員）千葉縣市川市が発注した公共工事をめぐり、公契約関係競売入札妨害容疑で令和4年7月26日に千葉県警に逮捕。公契約関係競売等妨害又は談合により、令和4年8月6日～令和4年9月5日の1か月指名停止の措置を講じた。 ②当該業者は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止7日間）を受けた。建設業法違反により、令和4年9月14日から令和4年11月13日の2か月間指名停止の措置を講じた。
●抽出事案の審議（代理 楠井委員長抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査	

型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について 入札参加者数 5 社以下で落札率 90%以上となった案件は 6 件。 内訳は建設工事 5 件、業務委託が 1 件。 主なものとして、「松阪市防災行政無線設備（同報系）操作卓（親局）デジタルシステム整備工事」。この工事は、既存の操作卓（親局）を市役所本庁舎 5 階に移設し、デジタルシステムの一元化を図る導入工事。電気通信工事の資格総合点数 900 点以上の特定建設業許可業者、実績要件を設け地域を全国とし発注した。結果的に 1 社参加であったことは、既存子局への互換性の不具合等が生じる恐れがあることから他社が参加を控えたものと考えている。 ・次に「猟師漁港機能保全事業浚渫工事（航路・泊地 C）」。海上での浚渫工事。浚渫船を使用した漁港、港湾等のしゅんせつ工事を元請で履行した実績を求めたが 2 社の参加であった。実績確認のできる業者が少数であり地域要件を県内までとし発注したが、この四半期は各業者手持ち等の関係から配置可能な技術者不足により入札参加を控えたものと考えている。 落札率 90%以上について 落札率 90%以上は 8 件。内訳は、建設工事 6 件、業務委託が 2 件。 先で述べた、入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上と重複する案件があるが、その中でも、「準用河川甚太川外 2 川河川維持業務委託」、「令和 4 年度松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 1）」は、最低制限価格率を算出するランダム係数が高めの設定となった。ランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生する。従来から一定程度で発生している事
--	---

	象である。 入札参加者数 5 社以下について 次に入札参加者が 5 社以下となった案件は 34 件。建設工事は 24 件あるが、最低制限価格率付近での落札率であり、競争性は働いたと考えている。 なお「下水道ストックマネジメント事業沖スポンプ場（放流ゲート設備）更新工事」、「第 4-101 号第一水源地 2 号井戸取水ポンプ取替工事」は、見積により単価を決定するため最低制限価格を設定せず発注した。落札率は、ポンプ場更新工事は 66%、ポンプ取替工事は 79% となり競争性は発揮されたものとする。 インセンティブ型について この制度は、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、工事評定点や災害対策などの貢献度を入札条件とし、短期的には工事品質や貢献意欲を向上させるためのインセンティブとし、中長期的には競争を通じ業者の施工能力を高め、地域建設業の健全な発展を促すことを目的としている。参加条件は、(1) 過去 2 年度の完成検査で優良工事を施工した市内業者。(2) 過去 3 年度の完成検査で全工種の平均成績点が 85 点以上の市内業者。(3) 過去 3 年度に契約監理課発注の災害復旧工事を 2 回以上受注した実績（入札不調後の随意契約を含む）がある市内業者である。 これらの条件を満たした入札参加可能業者数は 10 数社。結果的に「西野笹川線道路改良工事」、「浸水対策事業焼橋排水路改修工事」、「準用河川九手川河川改修工事」は参加者が最大でも 3 社であった。参加者少数の要因については、当制度への入札参加条件である、災害受注実績業者が無かったことと思われる。 低入札型について
--	---

それでは、私からの抽出案件として何点か注目しましたので確認していきたい。 1 点目、松阪市防災行政無線設備（同報系）操作卓（親局）デジタルシステム整備工事」。既存子局への互換性の不具合等が生じる恐れがあり他社が入札参加を控えたと説明があった。そのような理由があるなら、既存子局を扱っている業者と随意契約は考えられなかったのか。 2 点目、「猟師漁港機能保全事業浚渫工事（航	この四半期における低入札型発注は 7 件。 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 2 号外污水管渠及び配水管布設替工事」、「第 4-5 号西町外配水管布設替工事」、「第 4-2 号天王山配水池送水管布設替工事」、「松阪市公共下水道事業三雲第 1-2 処理分区 71 号外污水管渠工事」、「塩浜排水区沖スポンプ場増設工事(放流渠)」、「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 8-15 号外污水管渠工事」、「松阪市公共下水道事業大口排水区 348 号外雨水管渠及び配水管布設替工事」すべてが調査基準価格を下回り低入札調査を行い、落札者を決定した。平均落札率は 80%。 入札中止について 入札中止は 3 件。公告中に設計書に誤りがあったため中止の措置を行った。再度公告を行い入札執行済みである。 入札不調について 入札不調は 1 件。「清生町団地 C10 棟外給水システム改修工事設計業務委託」。4 社の入札参加があったが、全社最低制限価格を下回り入札不調となった。 これまで防災行政無線に関する入札は全て一般競争入札としている。標準規格による仕様であり、メーカー独自の仕様ではない。また、仕様書に整備済みの子局設備等を使用し支障なく運用できるもの、既存設備とのシームレスな自動連係を図り選択呼出に従い放送を行うことなどを記載している。子局など同一の機器を使用することといった条件は付しておらず、メーカーを特定するものではないため一般競争入札を執行した。 この工事は浚渫船を使用した浚渫工事。県内
---	---

路・泊地 C)」。落札率が高くなった要因は、わかる範囲で説明されたい。 3 点目、「準用河川甚太川外 2 川河川維持業務委託」、「令和 4 年度松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 1）」。それぞれ 10 数社入札参加されているが、ランダム係数が高くなったことで最低制限価格を下回る業者が多くなっている。このような事象の防止策はあるのか。 4 点目、「下水道ストックマネジメント事業沖スポンプ場（放流ゲート設備）更新工事」、「第 4-101 号第一水源地 2 号井戸取水ポンプ取替工事」は最低制限価格を設定していない。落札率は 66%、79%と低い、企業の適正な利潤を確保されている工事といえるのでしょうか。 インセンティブ型で発注された「浸水対策事業焼橋排水路改修工事」、「準用河川九手川河川改修工事」は入札参加者が 1 社。入札に参加が可能な過去 3 年度における災害受注実績をもつ業者が無かったことと思われる。入札可能な業者は 10 数社あるとの説明があったが、災害受注業者が参加できるような措置を取られた方がよかったのではないのか。今後の同制度の在り方について検討されたいと思う。	の北勢部より浚渫船を輸送すると確認している。経費がかさむため応札額が高くなったものと思われる。 最低制限価格を算出するために用いるランダム係数が高くなり応札額の高い業者が落札となっている。このような事象はこれまでも発生している。ランダム係数は、三重県内でも本市だけとなっており、制度を研究しているところ。廃止するのであれば高値応札者との契約は減少すると思われる。 応札額については、各参加業者の積算努力によるものと思う。これまで最低制限価格を設定しない案件は、案件ごとに協議を行ってきているところではあるが、今後は最低制限価格の在り方について研究をしていきたいと思う。 今年度は過去 3 年度に契約監理課発注の災害復旧工事を 2 回以上受注した実績の参加条件を満たす業者が年度の経過とともにいなくなった。優良工事施工業者や平均成績点が 85 点以上を取った業者との間で発注工事のマッチングが上手くいかなかったと思われる。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当	① ため池豪雨・劣化状況評価業務委託 令和 2 年に防災重点農業用ため池の防災工事における特別措置法が施行され、耐震調査と新

性は十分検討されたい。 	たに豪雨調査、劣化状況評価を含めたため池の総合的な解析、改修の要否判定を行い改修計画に必要な資料を作成し、国の事業採択を受けることが必要となる。業務の実施にあたり契約相手方は、昭和 52 年から実施しているため池定期診断により本市のため池状態を熟知している。また、平成 25 年度よりため池一斉点検とハザードマップ作成及び耐震調査を行いたため池の現状、下流域に及ぼす被害想定を把握していることから改修の要否判断について判断ができ、あわせて改修の優先度についても耐震調査との結果をあわせた統一的な判定ができ、これまでの業務実施による現地調査・資料収集などの経費の削減も見込め、これまでの一連の業務に対する責任の一元化も含め随意契約を締結した。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	② 浸水対策事業 獺師ポンプ場施設整備工事 獺師ポンプ場はφ700 ミリの水中ポンプ 2 基を擁し、獺師町地内の大正池に集水した雨水を海域へ排水する雨水排水ポンプ施設。電気設備の更新工事であるが、既存ポンプが不具合なく稼働できるよう設計されており、また、故障によるポンプ停止時における施設の修繕等の対応は当該施設の構造や機能に精通している業者が必要となるため自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	③ 松阪市ホームページリニューアル及び運用業務 情報化社会が進展する中、市民生活においてインターネットは必要不可欠。松阪市において

	もホームページは総合窓口としての役割を求められている。過去閲覧者の利便性を高めるためのリニューアルを行っているが昨今のスマートフォン・タブレットのさらなる普及、災害時のインターネットを活用した情報発信への社会的期待の高まりより、ホームページの情報整理・デザイン変更などが必要となったため、本業務を公募型プロポーザルにて発注を行った。 4 者から参加申込があり、「松阪市ホームページリニューアル業務審査会」において審査を行い最優秀提案者を決定。契約相手方の提案書は、本市の求めたホームページの改善点や、各種ページの充実などしっかりと提案され、「申請手続きナビ」や「動画を使用したシティプロモーション」など独自提案も良いものであり、最も高い点数であったことから、随意契約を締結した。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。
..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	 ④ 令和 4 年度 松阪市森林整備事業業務委託（その 1） 森林の持つ公益的機能の発揮など、豊かな森林づくりを進めるため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成 31 年 4 月にスタートし、森林を適正に管理していくことが明確化された。本業務は、未整備森林を保有する森林所有者を対象に、自ら経営・管理していくことが困難な場合は、森林環境創造事業と同様に森林所有者から管理委託を受けた森林を「公共財」として、間伐を実施することで、森林の適正な管理を図るものである。 松阪市森林整備事業は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体間において、「松

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	阪市森林整備事業に関する協定」の締結が必要である。よって、同協定に基づく森林であること、森林管理に関しては森林所有者から同意を得ている認定林業事業体でなければ事業の遂行はできないことから、随意契約を締結した。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。 ⑤ 令和 4 年度里山の森林安全安心対策事業業務委託 本業務は、森林所有者に代わって森林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを目的とし、市と森林所有者及び森林所有者の同意を得た認定林業事業体において 10 年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき事業を実施する理由から契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
	次回開催日を令和 5 年 1 月 30 日（月）15 時 00 分からとし、抽出委員は伊藤委員とする。